

令和2年度より実施

## 剣道一級審査の「木刀による剣道基本技稽古法」実施方法の変更について

令和2年2月11日 審議委員会

### 1. 別表3、一級審査会要領4の(4)のアの完全実施

剣道は実技のみとし、別表4「剣道一級審査実施要領」および「木刀による剣道基本技稽古法」を実施する。ただし、「木刀による剣道基本技稽古法」は、基本5から元立ち・掛り手を入れ替える。(位置はそのまま)

### 2. はじめに「剣道一級審査実施要領」による実技審査を行い、その合格者に対し「木刀による剣道基本技稽古法」の審査を実施する。

なお、「木刀による剣道基本技稽古法」の不合格者に対しては、後ほど「剣道一級審査実施要領」による実技合格証を送付する。この合格証により、次回1回のみ「剣道一級審査実施要領」による実技が免除となる。(期間は段位審査に準じる)

### 3. 1会場1回に5組10人の受審者で実施を原則とする。

### 4. 受審申込人数により、2会場にするかをあらかじめ実施地区と相談しながら判断する。

### 5. 「基本5」での元立ち・掛り手の交代は、入れ替わらず、その場で立ち会いの指示により交代する。

### 6. 「立ち会い」の発声

(1) 「元立ち(左手)・掛り手(右手)」(手を上げて指示) 「はじめ」

(2) 「基本1、一本打ちの技、正面・小手・胴・突き」

↓

基本2～3

↓

(5) 「基本4」終了後、「元立ち・掛り手 交代します」

「元立ち(右手)・掛り手(左手)」(手を上げて指示)

↓

(6) 「基本5、抜き技、面抜き胴」

↓

基本6～8

↓

(10) 「基本9、打ち落とし技、胴打ち落とし面」

↓

(11) 「正面」

### 7. 木刀は受審者各自が持参すること。